

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 18 日

茨城県知事  
大井川和彦 殿

提出者

住 所 茨城県高萩市赤浜160-2  
氏 名 アステラス製薬株式会社  
高萩事業場  
事業場長 笠原 信夫

電話番号 0293-23-4114

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	アステラス製薬株式会社 高萩事業場
事業場の所在地	茨城県高萩市赤浜160-2
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	16:化学工業
②事業の規模	—
③従業員数	135人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	少量、多品目生産の為、代表的なフローを別紙(1)に記す



七

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙(2) 参照

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	①燃えやすい廃油	②廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
	排出量	315.432 t	0.000 t
(これまでに実施した取組)			
・環境負荷に配慮したプロセス開発および改善をすることにより特別管理産業廃棄物の排出の抑制を推進している。			
【目標】			
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	①燃えやすい廃油	②廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
	排出量	288.400 t	3.000 t
(今後実施する予定の取組)			
・継続推進する。			

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
①現状	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
・事業所内共通ルールとして「廃棄物管理基準書」を制定し、法律に準拠し運用推進している。 ・保管場所・掲示を含め分別、法律順守を推進している。	
②計画	・継続推進する。

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

## ①現状

③pH2.0以下の廃酸	④燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）	⑤pH12.5以上の廃アルカリ	⑥pH2.0以下の廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの）
0.112 t	0.090 t	0.002 t	0.020 t

## ②計画

③pH2.0以下の廃酸	④汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）	⑤感染性廃棄物	⑥pH12.5以上の廃アルカリ
0.250 t	0.050 t	0.010 t	35.000 t

### 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

⑦汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）

0.001 t

### ②計画

⑦燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）

0.100 t

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	①燃えやすい廃油	②廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
(これまでに実施した取組)			
・弊社で発生する廃試薬関連は、少量、多品種にわたるため再利用は進んで無い状況である。			
【目標】			
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	①燃えやすい廃油	②廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
(今後実施する予定の取組)			
・再利用の計画は現状ない。			

## 自ら行う特別産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	①燃えやすい廃油	②廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
(これまでに実施した取組)			
・従来、廃油（非塩素系）は自社の廃液燃焼設備により焼却処分を行い、外部委託量軽減に努めてきたが東日本大震災の影響により廃止したため、外部委託処分とする。			
【目標】			
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	①燃えやすい廃油	②廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
(今後実施する予定の取組)			
・特になし。			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

## ①現状

③pH2.0以下の廃酸	④燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）	⑤pH12.5以上の廃アルカリ	⑥pH2.0以下の廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの）
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t

## ②計画

③pH2.0以下の廃酸	④汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）	⑤感染性廃棄物	⑥pH12.5以上の廃アルカリ
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

## ①現状

③pH2.0以下の廃酸	④燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）	⑤pH12.5以上の廃アルカリ	⑥pH2.0以下の廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの）
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t

## ②計画

③pH2.0以下の廃酸	④汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）	⑤感染性廃棄物	⑥pH12.5以上の廃アルカリ
0.000	0.000 t	0.000 t	0.000 t
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

⑦汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）
0.000 t

②計画

⑦燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
0.000 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

⑦汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）
0.000 t
0.000 t

②計画

⑦燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
0.000 t
0.000 t

## (第4面)-1

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	①燃えやすい廃油	②廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
(これまでに実施した取組) ・実施していない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①燃えやすい廃油	②廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
②計画	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組) ・実施の計画は現状なし。		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	①燃えやすい廃油	②廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
	全処理委託量	315.432 t	0.000 t
	優良認定処理業者への処理委託量	315.432 t	0.000 t
	再生利用業者への処理委託量	2.900 t	0.000 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.090 t	0.000 t
(これまでに実施した取組) ・産廃情報ネット等の情報を参考に、委託基準を遵守出来る産廃処理業者を選定している。また、計画的に処理状況の現地確認等を進めている。 ・委託処理業者選定は、マテリアル及びサーマル等リサイクル処理を実施しており、最終処分が埋め立て処分ではない、委託処理業者を選定推進している。			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

## ①現状

③pH2.0以下の廃酸	④燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）	⑤pH12.5以上の廃アルカリ	⑥pH2.0以下の廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの）
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t

## ②計画

③pH2.0以下の廃酸	④汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）	⑤感染性廃棄物	⑥pH12.5以上の廃アルカリ
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## ①現状

③pH2.0以下の廃酸	④燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）	⑤pH12.5以上の廃アルカリ	⑥pH2.0以下の廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの）
0.112 t	0.090 t	0.002 t	0.020 t
0.112 t	0.090 t	0.002 t	0.020 t
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
0.028 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

⑦汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）
0.000 t

②計画

⑦燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
0.000 t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

⑦汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）
0.001 t
0.001 t
0.000 t
0.000 t
0.000 t

		【目標】		
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	①燃えやすい廃油	②廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）	
	全処理委託量	288.400 t	3.000 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	288.400 t	3.000 t	
	再生利用業者への処理委託量	3.000 t	0.000 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.400 t	0.000 t	
(今後実施する予定の取組) ・継続推進する。 ・優良産廃処理業者の情報を入手し、選択、検討を進める。 ・2018年度まで、特別管理産業廃棄物として処分していた強アルカリに関し、pH測定の上、産業廃棄物として処理することとなった。				
電子情報処理組織の使用に関する事項		【前年度（令和5年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	315.657 t	
		(今後実施する予定の取組等) 2017年度より電子マニフェストを導入し、特別管理産業廃棄物の管理は全て電子マニフェストを利用し行っている。		
※事務処理欄				

## ②計画

③pH2.0以下の廃酸	④汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）	⑤感染性廃棄物	⑥pH12.5以上の廃アルカリ
0.250 t	0.050 t	0.010 t	35.000 t
0.250 t	0.050 t	0.010 t	35.000 t
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
0.100 t	0.000 t	0.000 t	30.000 t

②計画

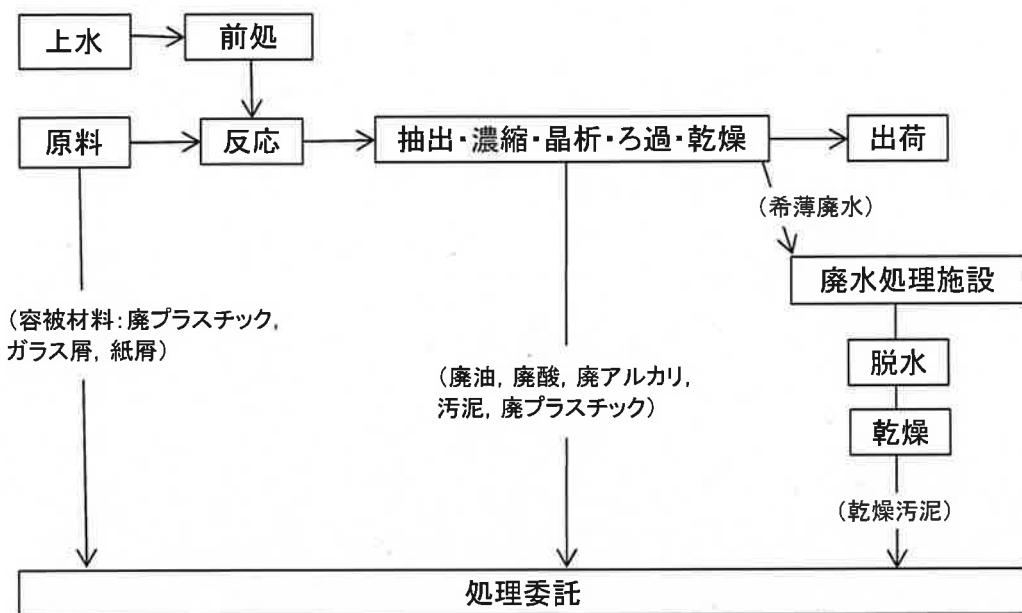
⑦燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
0.100 t
0.100 t
0.000 t
0.000 t
0.000 t

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1

【産業廃棄物発生工程フロー】



【管理体制図】

